

阿南市J－クレジット認証発行・販売業務公募型プロポーザル募集要項

本市は、令和5年5月に地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を改定し、市民、事業者、行政など、市域におけるあらゆる主体が省エネルギー施策、再生可能エネルギーの導入及び吸収源確保等の温室効果ガス削減の取組を推進してきた。

今般、市域に存在する温室効果ガス削減対策に由来する環境価値を有効活用するため、民間事業者と連携し、「国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度」（以下「J－クレジット制度」という。）に基づくJ－クレジットの認証発行・販売業務に取り組むにあたり、事業者を公募する上で、応募者が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を定める。

1. 業務の概要

(1) 業務名：阿南市J－クレジット認証発行・販売業務

(2) 業務目的：阿南市では市内において、太陽光発電パネル設置の推進、LED照明への更新の推進により、再生可能エネルギー及び省エネルギーの普及・拡大を推進している。これらの取組が生み出すクレジットの販売収入を市の総合計画推進の財源として還元することで、経済性と公益性に配慮した持続可能な脱炭素社会の実現に向けて取り組む。

2. 応募者の資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) J－クレジット・プロバイダーとして認定・登録された者。
- (2) J－クレジットの複数方法論のプロジェクト設立実績があること。
- (3) 阿南市内に本店、支店又は営業所を有している地域金融機関と連携していること。

3. 応募者の制限

次の要件のいずれかに該当する者は、応募者及び応募者の構成員となることができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 募集要項公表の日（以下「公表日」という。）から提案書提出日までの期間に建設業法第28条第3項若しくは第5項の規定による営業停止の処分を受けている者。
- (3) 公表日から提案書提出日までの期間に本市から入札参加停止措置を受けている者。
- (4) 阿南市暴力団排除条例（平成24年阿南市条例第7号）に規定する、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。
- (5) 商法（明治32年法律第48号）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中の者。
- (7) 不正な手段を用いて本市の事業の公正な進行を妨げる者。
- (8) 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者。（納税又は徴収を猶予されている者を除く。）

4. 公募型プロポーザルの手続き

(1) 募集要項の公表

募集要項は、令和7年10月17日（金）から、本市のホームページに掲載する。

(2) 募集要項に対する質問

①質問方法

質問は、質問書（様式第1号）を使用し、7. の担当課に持参（閉庁日は持参不可）、郵送又は電子メールにより提出すること。ファクシミリでの提出は不可とする。郵送、電子メールの場合は、必ず担当課へ到着を確認すること。

②受付期間

令和7年10月17日（金）から10月31日（金）午後5時まで（必着）

③回答

回答は、令和7年11月5日（水）までに本市ホームページに掲載する。回答内容は、募集要項と一体のものとして同等の効力をもつものとする。また、本市の回答に明らかな誤りがある場合を除き、回答内容に関する質問は一切受け付けない。

(3) 参加表明書の提出

本業務に参加意思のある場合は、次により参加表明書を7. の担当課まで提出するものとする。

①提出様式

本業務に参加しようとするものは、上記2及び3の応募者の資格及び制限を確認のうえ、電子メールにて提出又は持参もしくは郵送により、参加表明書（様式第2号）を提出すること。

②受付期間

令和7年11月6日（木）から11月13日（木）午後5時まで（必着）

(4) 企画提案書の提出

①提出様式

参加事業者は、企画提案書届出書（様式第3号）を作成し、7. の担当課まで持参又は郵送により提出すること。

②受付期間

令和7年11月6日（木）から11月20日（木）午後5時まで（必着）

③提出部数

企画提案書 7部（正本1部、副本6部）

(5) 契約候補者の選考

①審査委員会を設置し、プレゼンテーション審査を行う（令和7年12月上旬を予定）。プレゼンテーション審査の日時等の詳細については後日連絡する。

②プレゼンテーションの内容は、企画提案書に基づき、その内容を補完するものとする。提案者が1者の場合もプレゼンテーションを実施する。

③プレゼンテーションを受けた後、審査委員会において、企画提案の内容について審査を行う。なお、プレゼンテーション及び審査委員会は非公開とする。

- ④審査委員会は、提出された提案書を5.の評価基準に基づいて評価採点し、最も優れた者を優先交渉権者として特定し、その審査結果を各参加者へ通知する。なお、優先交渉権者が辞退した場合は、次点の者を優先交渉権者とする。
- ⑤最高点の者が複数いる場合は、原則として、阿南市への成功報酬割合が多い提案者を優先交渉権者とする。提案者が1者のみの場合は、各審査員の評価点の合計が満点の60%以上の評価を得た場合に、当該提案者を優先交渉権者とする。60%未満の場合には、再度公募を実施する。
- ⑥審査の経緯については公表しないものとし、審査結果についての異議申立ては一切受け付けない。

5. 評価基準

評価項目	評価基準	配点
配置予定者の経験と業務実施能力	(1) J-クレジット制度業務の実績があるか。また、当該業務を実施するために十分な技術力と経験を有しているか。	25
企画提案の内容	(1) 市が求める的確な提案となっているか。 (2) プロジェクト登録、クレジット認証申請等に係る事務の遂行方法について、具体的な提案がされているか。	15 20
	(3) 県外の大企業のみでなく、県内のクレジット購入希望企業にも購入できる仕組みの提案となっているか。	20
	(4) クレジット販売において、同業他社のクレジットと差別化して販売できる提案となっているか。	20
計		100

6. その他

- (1) プロポーザルに要する費用は、企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出された書類等は、提案者に無断で本業務以外に使用しない。
- (4) 参加表明書を提出したのち、参加を辞退する場合は、令和7年11月21日（金）までに辞退届（様式第4号）を提出すること。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

7. 担当課

〒774-8501 阿南市富岡町トノ町12番地3

阿南市市民部環境保全課脱炭素推進室

電 話：0884-22-3795

e-mail : zero-carbon@anan.i-tokushima.jp